改定後	現　行
総合取引約款 第10条 （届出事項の変更） 1. お届印、氏名、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号をいいます。）その他の届出事項に変更があった場合、又はお届印を失った場合は、直ちに書面によって取扱店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。 2. 前項の届出があった場合、当社は、「個人番号カード」等及び戸籍抄本、印鑑証明その他当社が必要と認める書類等をご提出いただくことがあります。 3. 届出のあった住所等にあてて当社が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかった場合でも、 通常到達すべき時に到達したものとみなします。 4. 第1項による届出があった場合は所定の手続を完了したのちでなければ一部取引が制限されることがあります。 5. 変更手続を失念したこと等により送付書類が到着せず、届出住所に所在していないことが明らかな場合、何ら通知することなく発送を停止することがあります。 以　　上 平成11年　8月 平成14年　3月改正 平成16年10月改正 平成17年　6月改正 平成19年　1月改正 平成29年10月改正 令和　6年　6月改正 令和　8年11月改正	**総合取引約款** 第10条 （届出事項の変更） 1. お届印、氏名、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号またはに同条第15項に規定する法人番号をいいます。）その他の届出事項に変更があったとき、またはお届印を失ったときは、ただちに書面によって取扱店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。 2. 前項の届出があったとき、当社は、「個人番号カード」等ならびに戸籍抄本、印鑑証明その他当社が必要と認める書類等をご提出いただくことがあります。 3. 届出のあった住所等にあてて当社が通知またはは送付書類を発送したときには、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 4. 第1項による届出があったときは所定の手続きを完了したのちでなければ一部取引が制限されることがあります。 5.（追加） 以　　上 平成11年　8月 平成14年　3月改正 平成16年10月改正 平成17年　6月改正 平成19年　1月改正 平成29年10月改正 令和　6年　6月改正 （追加）
投資信託受益権振替決済口座管理規定 第11条 （お客さまへの連絡事項） 1. 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。 ①償還期限（償還期限がある場合に限ります。） ②残高照合のための報告 ③お客さまに対して機構から通知された事項 2. 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点がある場合は、速やかに「資産コンサルティングデスク　TEL：0120－86－1449」までご連絡ください。 3. 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い、又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかった場合でも通常到達すべき場合に到達したものとみなします。 第12条 （届出事項の変更手続） 1. 印章を失った場合、若しくは印章、氏名又は名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに当社所定の方法によりお手続ください。 この場合、お客さまに 「個人番号カード」等及び「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」、「運転免許証」 その他当社が必要と認める一定の書類をご提出いただくことがあります。 2. 前項により届出があった場合、当社は、所定の手続を完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。 3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。	**投資信託受益権振替決済口座管理規定** 第11条 （お客さまへの連絡事項） 1. 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。 ①償還期限（償還期限があるときに限ります。） ②残高照合のための報告 ③お客さまに対して機構から通知された事項 2. 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があったときに、当社所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知するときには、残高照合のための報告内容を含めて行ないますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに「資産コンサルティング部　資産コンサルティング支援室　TEL：055－952－6581」まで直接ご連絡ください。 3. 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行ない、またはその他の送付書類を発送したときには、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。 第12条 （届出事項の変更手続） 1. 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によりお手続ください。 このとき、お客さまに 「個人番号カード」等ならびに「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」、「運転免許証」 その他当社が必要と認める一定の書類をご提出いただくことがあります。 2. 前項により届出があったとき、当社は、所定の手続を完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。 3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所等としま

改定後	現　行
4. 変更手続を失念したことにより送付書類が到着せず、届出住所に所在していないことが明らかな場合、何ら通知することなく発送を停止することがあります。	す。 4.（追加）
以　　上	以　　上
平成19年　1月 平成21年　1月改正 平成23年　1月改正 令和　元年　6月改正 令和　6年　6月改正 令和　8年11月改正	平成19年　1月 平成21年　1月改正 平成23年　1月改正 令和　元年　6月改正 令和　6年　6月改正 （追加）
スルガ積立投信取扱規定（定期定額購入方式取扱規定）	**スルガ積立投信取扱規定（定期定額購入方式取扱規定）**
第2条　（買付銘柄の選定） 1. 積立投信によって買付けできる投資信託は、当社が選定する累積投資銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。なお、お客さまが別に定める非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理に関する約款（以下、「当該約款」といいます。）に定める特定非課税累積投資契約にもとづき、お客さまが、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下、「つみたて投資枠」といいます。）で買付けできる投資信託の銘柄については、当社が選定する、当社ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄と します。 2. お客さまは、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付けの申込みを行うものとします（指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。）。なお、当該約款に基づき、つみたて投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。	第2条　（買付銘柄の選定） 1. 積立投信によって買付けできる投資信託は、当社が選定する累積投資銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。なお、お客さまが別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款（以下、「当該約款」といいます。）に定める特定非課税累積投資契約にもとづき、お客さまが、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下、「つみたて投資枠」といいます。）で買付けできる投資信託の銘柄については、当社が選定する、当社ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄と します。 2. お客さまは、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付けの申込みを行うものとします（指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。）。なお、当該約款に基づき、つみたて投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。
第4条　（振替） 1. 毎月1回お客さまがあらかじめ指定する日（以下、「振替日」といいます。）に、お客さまがあらかじめ指定する当社が定める最低金額以上1，000円の整数倍の金額（以下、「振替金額」といいます。増額月にはお客さまがあらかじめ指定した増額する金額となります。）を指定預金口座から引き落し、当該指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資約款の定めに従って買付を行います。ただし、お客さまがつみたて投資枠での買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（振替金額から、第5条に定める所定の手数料及び消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が120万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60万円））を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。 2. 前項の預金の引落しにあたっては、当座勘定規定若しくは普通預金規定にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出は不要とし、当社所定の方法で行うものとします。 3. 振替日が日本の証券投資信託委託会社の休業日にあたる場合は、 その翌営業日に翌営業日付で振り替えます。 4. 振替日において次のいずれかに該当する場合は、 お客さまに通知することなくその月の振替及び指定銘柄の買付けを行いません。 ①指定預金口座の残高が振替金額に満たない場合 ②指定預金口座が総合口座又はカードローン取引口座等で本規定にもとづく振替により貸越金が発生又は増加する場合 ③振替日が当該指定銘柄に関する自動けいぞく（累積） 投資約款の定める取得申込みの受付を行わない日である場合 5. 複数の指定銘柄を選択されているお客さまの指定預金口座の残高がその振替金額の総額に満たない場合は、そのいずれの銘柄を買い付けるかは当社の任意とします。 6.振替日当日における入金は、本規定にもとづく振替金額として充当されません。	第4条　（振替） 1. 毎月1回お客さまがあらかじめ指定する日（以下、「振替日」といいます。）に、お客さまがあらかじめ指定する当社が定める最低金額以上1，000円の整数倍の金額（以下、「振替金額」といいます。増額月にはお客さまがあらかじめ指定した増額する金額となります。）を指定預金口座から引き落し、当該指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資約款の定めに従って買付を行ないます。ただし、お客さまがつみたて投資枠での買付けをするときには、当該指定銘柄の購入の代価（振替金額から、第5条に定める所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロのときは振替金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申込むときは、申込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が120万円を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。 2. 前項の預金の引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳ならびに預金払戻請求書の提出は不要とし、当社所定の方法で行なうものとします。 3. 振替日が日本の証券投資信託委託会社の休業日にあたるときは、 その翌営業日に翌営業日付で振り替えます。 4. 振替日において次のいずれかに該当するときは、 お客さまに通知することなくその月の振替ならびに指定銘柄の買付けをいたしません。 ①指定預金口座の残高が振替金額に満たないとき。 ②指定預金口座が総合口座またはカードローン取引口座等で本規定にもとづく振替により貸越金が発生または増加するとき。 ③振替日が当該指定銘柄に関する自動けいぞく（累積） 投資約款の定める取得申込みの受付を行なわない日であるとき。 5. 複数の指定銘柄を選択されているお客さまの指定預金口座の残高がその振替金額の総額に満たないときは、そのいずれの銘柄を買い付けるかは当社の任意とします。 6.振替日当日における入金は、本規定にもとづく振替金額として充当されません。
以　　上	以　　上

改定後	現　行
平成11年8月 平成14年3月改正 平成17年6月改正 平成19年1月改正 平成23年1月改正 令和　5年10月改正 令和　6年　1月改正 令和　8年11月改正	平成11年8月 平成14年3月改正 平成17年6月改正 平成19年1月改正 平成23年1月改正 令和　5年10月改正 令和　6年　1月改正 （追加）
非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理に関する約款	**非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款**
第1条　（約款の趣旨） 1．本約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下、「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税、及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、スルガ銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座及び特定課税未成年者口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約、特定非課税累積投資契約及び特定課税未成年者口座管理契約について、法第37条の14第5項第2号、第4号、第6号及び第10号に規定する要件、並びに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2．お客さまが当社で、本約款にもとづき、法第37条の14第5項第6号に規定する「特定非課税累積投資契約」（特定累積投資勘定及び未成年者特定累積投資勘定に係るもの）を締結されるには、併せて当社との間で「自動けいぞく（累積）投資約款（株式投資信託等用）」「スルガ積立投信取扱規定」を締結いただくことが必要です。 3．お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、本約款に定めがある場合を除き、当社の投資信託約款規定、その他当社が定める契約条項、及び法、その他の法令によります。本約款と、当社の「自動けいぞく（累積）投資約款（株式投資信託等用）」「スルガ積立投信取扱規定」、その他の当社が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、本約款が優先するものとします。	第1条　（約款の趣旨） 1．本約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下、「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税、ならびに法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、スルガ銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、法第37条の14第5項第2号、第4号、および6号に規定する要件、ならびに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2．お客さまが当社で、この約款にもとづき、法第37条の14第5項第4号に規定する「特定非課税累積投資契約」を締結されるには、あらかじめ当社との間で「自動けいぞく（累積）投資約款（株式投資信託等用）」「スルガ積立投信取扱規定」を締結いただくことが必要です。 3．お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、本約款に定めがあるときを除き、当社の投資信託約款規定、その他当社が定める契約条項、ならびに法、その他の法令によります。この約款と、当社の「自動けいぞく（累積）投資約款（株式投資信託等用）」「スルガ積立投信取扱規定」、その他の当社が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なるときには、この約款が優先するものとします。
第2条　（非課税口座開設届出書等の提出等） 1．お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して法第37条の14第5項第1号、第16項及び第25項にもとづき、「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則（以下、「施行規則」といいます。）第18条の15の3第25項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第25条の13第44項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 　ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）若しくは特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載	第2条　（非課税口座開設届出書等の提出等） 1．お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項にもとづき、「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとするとき、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設しているとき、当該非課税口座に勘定を設定しようとするときには、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）に必要事項を記載のうえ、署名し、それに租税特別措置法施行規則（以下、「施行規則」といいます。）第18条の15の3第24項において準用する第18条の12第3項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類、ならびに住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、氏名、生年月日、住所ならびに個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当するときには、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定、もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出されるときにおいて、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定、もしくは特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていたときには、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該廃止通知書を受理することができません。

改定後	現　行
がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の９月３０日までの間は、当該廃止通知書又は当該非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。	
２．非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合を除き、当社又は他の証券会社又は金融機関に重複して「非課税口座開設届出書」を提出することはできません。	２．非課税口座を開設したことがあるときには、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されているときを除き、当社または他の証券会社もしくは金融機関に重複して「非課税口座開設届出書」を提出することはできません。
３．お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第３７条の１４第２２項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。	３．お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめるときには、法第３７条の１４第１６項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
４．当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当する場合、当社はお客さまに法第３７条の１４第５項第１２号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①１月１日から９月３０日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資勘定又は定非課税管理勘定が設けられていた場合 ②１０月１日から１２月３１日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられることとなっていた場合	４．当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けたときで、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに法第３７条の１４第５項第１０号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①１月１日から９月３０日までの間に受けたとき 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定、もしくは特定非課税管理勘定が設けられていたとき ②１０月１日から１２月３１日までの間に受けたとき 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定、もしくは特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき
５．お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定、（特定累積投資勘定のうち、お客さまがその年１月１日において18歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下、「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項及び次項において同じ。）又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年１０月１日から設定年の９月３０日までの間に、法第３７条の１４第１９項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。	５．お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定、または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとするときは、非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定、もしくは特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年１０月１日から設定年の９月３０日までの間に、法第３７条の１４第１３項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定、もしくは特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていたときには、当社は当該変更届出書を受理することができません。
６．当社は、当該変更届出書を受理した場合に非課税口座の設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第３７条の１４第５項第１１号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	６．当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座の設定年に係る特定累積投資勘定、または特定非課税管理勘定が既に設けられているときには当該特定累積投資勘定、または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第３７条の１４第５項第９号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
７．当社に既に非課税口座を開設しているお客さまは、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、「非課税口座開設届出書」を当社に提出することはできません。	７．（追加）
８．非課税口座を当社以外の他の証券会社又は金融機関に開設し、若しくは開設していたお客さまは、「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）」を当社に提出することはできません。	８．（追加）
９．お客さまが当社に提出した「非課税口座開設届出書」が、法第３７条の１４第１３項第２号の規定により、所轄税務署長から、当社が受理又は当社に提出することができないものに該当する旨及びその理由の通知を受けた場合、又は法第３７条の１４第２７項第２号の規定により、お客さまに係る変更届出事項若しくは廃止届出事項の提供がない場合又は廃止通知書に係る提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署若しくは他の税務署に対して同一のお客さまに係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合に該当する旨及びその理由の通知を受けた場合には、お客さまが開設した非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱い、所得税等に関する法令の規定が適用されます。	９．（追加）
第２条の２　（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出（「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出又は提供をした場合を含みます。）をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課	第２条の２　（追加）

改定後	現　行
税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第18項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、又は同条第28項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから課税口座での取引として取り扱います。（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済のお客さまについては、当社において速やかに特定口座へ移管します。）	
第2条の3（個人番号未告知口座の取扱い） 個人番号未告知等の理由により、お客さまの非課税口座に2018年以降の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定されていない場合は、2017年12月31日に当社に対して「非課税口座廃止届出書」を提出したとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止します。	第2条の3（追加）
第3条（非課税管理勘定の設定） 1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	第3条（追加）
第3条の2（累積投資勘定の設定） 1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	第3条の2（追加）
第3条の3（特定累積投資勘定の設定） 1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027年）以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提出された場合は、これらの書類の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。）があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出又は提供があった場合には、同日）において設けられます。 3. 未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客さまがその年1月1日において18歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社又は金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることは	第3条（特定累積投資勘定の設定） 1. 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載、もしくは記録、または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載、もしくは記録、または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日。）において設けられ、~~「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」~~が提出されたときは、~~所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設、または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供~~があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があったときには、同日。）において設けられます。 3.（追加）

改定後	現　行
できません。	
第3条の4　（特定非課税管理勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）と同時に設けられます。	第3条の2　（特定非課税管理勘定の設定） ~~1.~~非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載、もしくは記録、または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。
第4条　（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理） 1. 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。 2. 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。 3. 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理します。	第4条　（非課税管理勘定ならびに累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理） 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理します。
第5条　（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。 ①　次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの イ　非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの ロ　他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。） ②　法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 ③　施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等	第5条　（追加）
第5条の2　（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①　第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場	第5条の2　（追加）

改定後	現　行
株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの ②　施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等	
第5条の3　（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1．当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約（当社の「自動けいぞく（累積）投資約款（株式投資信託等用）」「スルガ積立投信取扱規定」）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、（「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除く。以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。	第5条　（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1．当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約にもとづいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）にかかる委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもののみを受け入れます。
①　第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、この項において「受入期間」といいます。）に受け入れた累積投資上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が120万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じ、それぞれ次に掲げる場合に該当することとなる場合における当該上場株式等を除きます。） イ　未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定　当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1，800万円を超える場合 ロ　未成年者特定累積投資勘定　当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額及び当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が600万円を超える場合	①　第3条の3第2項にもとづき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、~~払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい~~ます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1，800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）
②　施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 2．第1項に基づき特定累積投資勘定において受け入れる公募株式投資信託の取引については、当社は、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。 3．＜削除＞	②　施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等 2．第1項に基づき、特定非課税累積投資勘定に受け入れる~~つみたてNISAに係る証券~~投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいておりません。 ~~3．お客さまが当社において、特定非課税累積投資契約にもとづき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第13項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当社の「自動けいぞく（累積）投資約款（株式投資信託等用）」「スルガ積立投信取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなったときには、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。~~
第5条の4　（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1．当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社取引店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該取引店に保管の委託がされるものに限ります。）を受け入れます。 ①　特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなる場合における当該上場株式等を除きます。） イ　当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1，200万円を超える場合 ロ　当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した	第5条の2　（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 1．当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社取引店にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該取引店に保管の委託がされるものみを受け入れます。 ①　特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） イ　当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1，200万円を超えるとき ロ　当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した

改定後	現　行
上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1，800万円を超える場合 ②　施行令第25条の13第30項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2．特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ①　その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則にもとづき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの ②　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの イ　信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること ロ　収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること	上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1，800万円を超えるとき ②　施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2．特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ①　その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則にもとづき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの ②　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除く。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの
第6条　（譲渡の方法） 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、又は又は法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社取引店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	第6条　（譲渡の方法） 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、または法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社取引店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
第7条　（未成年者特定累積投資勘定の管理） 未成年者特定累積投資勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ①　当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める移管又は返還を除きます。）を行わないこと イ　お客さまがその年の3月31日において12歳である年（以下、「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年　災害、疾病その他の施行令第25条の13第31項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該非課税口座及び特定課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）及び当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管又は返還 ロ　お客さまの特定基準年以後の各年　イに定める移管又は返還及びお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を依頼する旨、当該移管又は返還の起因となる事由（お客さまの教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合における当該移管又は返還 ②　当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡で法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと ③　当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第37条の11第4項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含む。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8第1項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託すること	第7条　（追加）
第8条　（非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止）	第8条　（追加）

改定後	現　行
前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じた場合に当該非課税口座及び当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止します。	
第9条　（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 法37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し、又はお客さまの基準年の前年１２月３１日までに生じた未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（施行令２５条の１３第１２項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定、特定非課税管理勘定又は未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、当該各勘定に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。 2.（削除）	第7条　（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 1. 法37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、~~施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るものならびに~~特定口座への移管に係るものを除きます。）があった~~とき（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後ただちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）~~による払出しがあったときには、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。 ~~2. 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第31項において準用する施行令25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があったとき（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後ただちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあったときには、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。~~ ~~第9条　（特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて） お客さまが特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとするときには、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定からすべて移管先の特定口座に移管する必要があります。~~
第10条　（非課税管理勘定終了時の取扱い） 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。 2　前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ①　お客さまが当社に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客さまから当社に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合　一般口座への移管 ②　前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管	第10条　（追加）
第10条の2　（累積投資勘定終了時の取扱い） 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了します。 2　前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ①　お客さまが当社に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客さまから当社に対して施行令第25条の13第20項18項において準用する同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合　一般口座への移管 ②　前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管	第10条の2　（追加）
第11条　（手数料）	第11条　（追加）

改定後	現　行
将来、法令・諸規則の変更等が行われること又は当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じたことにより、手数料をいただくことがあります。	
第１２条（特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認） １．当社は、お客さまが当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当社の定める方法により、お客さまの所在地の変更有無を定期的に確認します。 ２．前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客さまの所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客さまの所在地の確認ができるまでの間、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止します（分配金再投資による受入れを含み、施行令第２５条の１３第１２項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。 ３．前二項の場合において、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告します。	~~第８条（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）~~ ~~１．当社は、お客さまから提出を受けた第２条第１項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があったときには、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から１０年を経過した日および同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に確認します。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けたとき、および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該１年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかったときを除きます。 ①　当社がお客さまから施行規則第１８条の１５の３第６項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第７項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合　　当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ②　当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出したとき　　お客さまが当該書類に記載した氏名および住所 ２．前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかったとき（第１項ただし書の規定の適用があるお客さまを除く。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けたときには、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。~~
第１３条（特定課税未成年者口座の設定） お客さまがその年１月１日において１８歳未満である年又は出生した年において、特定課税未成年者口座（お客さまが当社の預金口座、貯金口座又ははお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、本約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座については、本約款で定められた事項と、当社預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、本約款が優先するものとし、それ以外の場合については、本約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。	第１３条（追加）
第１４条（課税管理勘定における処理） お客さまがその年１月１日において１８歳未満である年又は出生した年において、金銭その他の資産の預入れ又は預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（本約款に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理します。	第１４条（追加）
第１５条（課税管理勘定の金銭等の管理） 特定課税未成年者口座に預入れ又は預託される金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年１２月３１日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。 ①　お客さまの特定基準年の前年以前の各年　非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該上場株式等につき災害等による払出し（非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し ②　お客さまの特定基準年以後の各年　①に定める払出し及びお客さまが当社に対し当該上場株式等の金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客さまの教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合における当該払出し	第１５条（追加）

改定後	現　行
第16条 （非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止） 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じた場合に当該特定課税未成年者口座及び当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止します。	第16条 （追加）
第17条 （契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い） お客さまの基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由（第7条若しくは第15条に掲げる要件に該当しない事由が生じたこと若しくは非課税口座又は特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じ。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。 ① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払いを受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、法第9条の8第1項第3号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税します。 ② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、法第37条の14第1項及び第2項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税します。 ③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管又はお客さまへの返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管又は返還があった時における含み益について課税します。 ④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税します。	第17条 （追加）
第18条 （非課税口座及び特定課税未成年者口座における入出金等の処理） お客さまが18歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金及び特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることとします。 ① お客さま名義の当社預貯金口座からの入金 ② 現金での入金（依頼人がお客さま又はお客さまの法定代理人である場合に限ります。）なお、お客さまには、第13条に定める特定課税未成年者口座の設定に当たり、同条に定めるお客さま名義の預金口座のほか、第1号に定める入金のためのお客さま名義の当社預金口座を開設していただきます。 2 お客さまの基準年の前年12月31日までに、お客さまが非課税口座又は特定課税未成年者口座から出金を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ① お客さま名義の預貯金口座からの出金 ② 現金での引出（窓口で行うものに限ります。） 3 前項各号に定める出金等を行うことができる方は、お客さま又はお客さまの法定代理人に限ることとします。 4 お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等(法第37条の14第5項第6号ホ(1)(ⅱ)に規定する他の保管口座への有価証券の移管若しくは返還又は同項第10号ロ(2)に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。)を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。 5 やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客さま本人のために用いられることを確認します。 6 お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要になります。	第18条 （追加）
第19条 （代理人による取引の届出） お客さまの代理人が、非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行う必要があります。 2 お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行う必要があります。	第19条 （追加）

改定後	現　行
3　お客さまの法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行う必要があります。 4　お客さまの法定代理人以外の方が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出する必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの二親等内の方に限ります。 5　お客さまの法定代理人以外の代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座において取引を行う場合において、お客さまが成年に達したあとも当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行う必要があります。	
第20条（法定代理人の変更） お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行う必要があります。	第20条　（追加）
第21条（お客さまが12歳を迎えた場合の取引残高の通知） お客さまがその年1月1日において12歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知します。	第21条　（追加）
第22条　（お客さまが18歳を迎えた場合の通知） お客さまがその年1月1日において18歳の年を迎えた場合には、当社は、同年1月1日付でお客さまの開設している非課税口座が18歳以上の方を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高及び次に掲げる事項をお客さま本人に通知します。 ①　同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60万円から120万円に変更されること。 ②　同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。 ③　非課税保有限度額の上限が、600万円から1，800万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は1，200万円）に変更されること。	第22条　（追加）
第23条　（非課税口座取引である旨の明示） 1．お客さまが当該各年の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下本条において、「受入期間」といいます。）内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株等、当社から取得した上場株式等、又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行う必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座、　又は一般口座による取引となります。（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。） 2．特定累積投資勘定係る累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。未成年者特定累積投資勘定に係る累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、60万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。 3．お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、その旨を明示する必要があります。なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡します。	第~~10~~条　（非課税口座取引である旨の明示） 1．お客さまが、当社への買付けの委託により取得をした上場株等、当社から取得した上場株式等、または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとするときには、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がないときは、特定口座、または一般口座による取引となります。（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されているときに限ります。） 2．（追加） 2．お客さまが非課税口座、ならびに非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有しているときであって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨を明示する必要があります。なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、先に取得したものから譲渡します。
第24条　（異動、出国、死亡時の取扱い） 次の各号に該当した場合は、法令にもとづき、該当する届出書を提出してもらいます。 ①　住所、氏名、個人番号等に異動があった場合は、施行令第25条の13の2第1項の規定により、「非課税口座異動届出書」を提出していただきます。 ②　出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第29項第2号の規定により「出国届出書」を提出していただきます。 ③　非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第25条の13の5の規定により、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出していただきます。	第24条　（追加）

改定後	現　行
第25条　（契約の解除） 次の各号に該当した場合は、それぞれに掲げる日に本契約は解除されます。 ①　お客さま又は法定代理人から法第37条の14第22項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日 ②　法第37条の14第5項第6号へに規定する非課税口座等廃止事由又は同項第10号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　法第37条の14第33項第1号の規定によりお客さまが「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日 ③　法第37条の14第29項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第31項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合　法第37条の14第33項第3号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日） ④　法第37条の14第29項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合　出国日までの間で当社が定める日 ⑤　お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除きます。）　法第37条の14第33項第2号に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑥　お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続が完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　当該非課税口座開設者が死亡した日	第~~11~~条　（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に本契約は解除されます。 ①お客さまから法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき（当該提出日） ②　（追加） ③　（追加） ②法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があったとき（出国日） ③お客さまが出国により居住、または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったときに、（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出したときを除く）法第37条の14第26項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき（出国日） ④お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます）の手続が完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があったとき（当該非課税口座開設者が死亡した日） ~~⑤租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかったとき　租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）~~
第26条　（届出事項の変更） 「非課税口座開設届出書」の提出後に、当社に届出された氏名、住所又は個人番号その他の届出事項に変更があった場合は、お客さまは遅滞なく「非課税口座異動届出書」（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当社に届け出るものとします。また、その変更が氏名、住所又は個人番号に係るものである場合は、お客さまには「個人番号カード等」及び住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を確認します。	第26条　（追加）
第27条　（法令・諸規則等の適用） 本約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令及び諸規則等に従って取り扱うものとします。	第27条　（追加）
第28条　（免責事項） お客さまが第24条又は26条の変更手続を怠ったこと、その他の当社の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、本約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。	第28条　（追加）
第29条　（合意管轄） 本約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社本店、又は取引店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。	第~~12~~条　（合意管轄） 本約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社本店、または取引店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。
第30条　（約款の変更） 1．本約款は、法令の変更、又は監督官庁の指示、その他必要が生じた場合に民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他の方法により周知します。 2．前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページへの掲載によって代えることとします。 以　上	第~~13~~条　（約款の変更） 1．この約款は、法令の変更、または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他の方法により周知します。 2．前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断されるときには、当社ホームページへの掲載によって代えることとします。 以　上

改定後	現　行
平成25年　9月 平成27年　1月改正 平成29年10月改正 令和　元年　6月改正 令和　5年10月改正 令和　6年　1月改正 令和　8年11月改正	平成25年　9月 平成27年　1月改正 平成29年10月改正 令和　元年　6月改正 令和　5年10月改正 令和　6年　1月改正 （追加）
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	**未成年者口座ならびに課税未成年者口座開設に関する約款**
第1条　（約款の趣旨） 1. 本約款は、租税特別措置法（以下、「法」といいます。）第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（個人の投資家に限ります。以下、「お客さま」といいます。）が、法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税　（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、スルガ銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件並びに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2. 当社は、本約款に基づき、お客さまとの間で法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。 3. お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、 本約款に定めがある場合を除き、「総合取引約款」 その他の当社が定める契約条項及び法その他の法令によります。	~~第1章　総則~~ 第1条　（約款の趣旨） 1. 本約款は、租税特別措置法（以下、「法」といいます。）第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座ならび同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客さま」といいます。）が、法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税ならびに法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税　（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、スルガ銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座ならびに課税未成年者口座について、法第37条の14の2第5項第2号ならびに第6号に規定する要件ならびに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2. 当社は、本約款に基づき、お客さまとの間で法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」ならびに同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。 3. お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、 本約款に定めがあるときを除き、「総合取引約款」 その他の当社が定める契約条項ならびに法その他の法令によります。
第2条　（未成年者口座開設届出書等の提出） 1.（削除） 2.（削除） 1. お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。 4.（削除）	~~第2章　未成年者口座の管理~~ 第2条　（未成年者口座開設届出書等の提出） ~~1. お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当社に対して法第37条の14の2第5項第1号ならびに同条第12項にもとづき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」ならびに「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則（以下、「施行規則」という。）第18条の12第3項にもとづく同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所ならびに個人番号を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管します。~~ ~~2. 当社に未成年者口座を開設しているお客さまは、当社または他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。~~ ~~3~~. お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめるときには、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。 ~~4. お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出したとき、または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされたとき（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令（以下、施行令）という。）第25条の13の8第5項で規定するやむを得ない事由　（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座ならびに課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等ならびに金銭その他の資産の全てについて行うもの　（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じたときを除きます。）には、未成年者口座を設定したときから~~

改定後	現　行
5.（削除）	~~当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。~~ ~~5. 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていたときの「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けたときには、当社はお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。~~
第3条（継続管理勘定の設定） 1.（削除）	第3条（~~非課税管理勘定ならびに~~継続管理勘定の設定） ~~1. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（本約款にもとづき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（法第37条の14第1項各号に規定するものをいいます。本約款の第15条から第17条、第19条、および第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年ならびに出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。~~
2.（削除）	~~2. 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出されたときにおける当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出されたときにあっては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があったときには、同日。）において設けられます。~~
~~3.~~未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。	3. 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。
第4条　（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この規定の後記15条から17条、19条および25条（1）を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）又は継続管理勘定において処理します。	第4条　（非課税管理勘定ならびに継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理~~いた~~します。
第5条　（未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲） 1. 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受入れます。 ①　次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの イ　受入期間内に、お客さまが当社で募集の取扱いにより取得をした当社が取扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下、「株式投資信託」といいます。）で、その取得後ただちに当該未成年者口座に受入れられるもの ロ　非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託 ②　施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託 2. 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受入れます。 ①　当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項第1号ロに規定する「未	第5条　（未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲） 1. 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受入れます。 ①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの イ　受入期間内に、お客さまが当社で募集の取扱いにより取得をした当社が取扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下、「株式投資信託」といいます。）で、その取得後ただちに当該未成年者口座に受入れられるもの ロ　非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託 ②施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託 2. 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受入れます。 ①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成

改定後	現　行
成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの ② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託 ③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託	年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの ②（追加） ②施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託
第6条 （譲渡の方法） 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社に対してする方法、又は法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の取引店を経由して行われる方法により行うこととします。	第6条 （譲渡の方法） 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、当社に対してする方法、または法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について当該譲渡に係る金銭ならびに金銭以外の資産の交付が当社の取引店を経由して行われる方法により行うこととします。
第7条 （課税未成年者口座等への移管） 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ又は同条第2項第1号の移管がされるものを除く）で次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ　5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合　当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管 イ お客さまが施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合又は当社に特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合　一般口座への移管 ロ 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座（前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管	第7条 （課税未成年者口座等への移管） 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ①非課税管理勘定が~~設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）~~において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロまたは同条第2項第1号の移管がされるものを除く）で次に掲げるときの区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ　5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満であるとき当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ　イに掲げる場合以外のとき当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ②お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管 イ （追加） ロ （追加）
第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、その年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 1．災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第18条の15の10第8項に規定する事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管若しくは返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと 2．当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下本約款のこの号及び第17条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の取引店を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと イ　法第37条の10第3項第1号から3号、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡 ロ　法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡 ハ　法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に規定する譲渡 ニ　施行令第25条の8第4項第1号に規定する事由による同号に規定する新株予約権の譲渡 ホ　所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に規定する請求権の行使、 取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡	第8条（非課税管理勘定ならびに継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 1．災害等による返還等ならびに当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第18条の15の10第8項に規定する事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと 2．当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下本約款のこの号ならびに第17条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業店を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ　法第37条の10第3項第1号から3号、第6号または第7号に規定する事由による譲渡 ロ　法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡 ハ　法第37条の12の2第2項第5号または第8号に規定する譲渡 ニ　施行令第25条の8第4項第1号に規定する事由による同号に規定する新株予約権の譲渡 ホ　所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第1号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に規定する請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡

改定後	現　行
3．当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの法に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後ただちに当該課税未成年者口座に預入れすること	3．当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの法に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものならびに前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後ただちに当該課税未成年者口座に預入れすること
第9条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 1．第7条若しくは前条に規定する要件に該当しない事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じた場合に当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。 2．次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当社は当該未成年者口座及び当該課税未成年者口座を廃止します。 イ　非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ロ　お客さまがその年1月1日において18歳である年の1月1日 ハ　2026年1月1日	第9条（未成年者口座ならびに課税未成年者口座の廃止） 第7条もしくは前条に規定する要件に該当しない事由または災害等による返還等が生じたときには、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座ならびに当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。 2．（追加）
第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由並びにその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知します。	第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座~~（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）~~以外の口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があったときには、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあったときには、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額ならびに数、その払出しに係る事由ならびにその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知します。
第11条（継続管理勘定等への移管） 1．非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管します。 2．前項の場合において、お客さまが、施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管します。	第11条（継続管理勘定等への移管） 1．非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管~~いた~~します。 2．前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を当社が別に定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管~~いた~~します。
第12条（出国時の取扱い） 1．お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する「出国移管依頼書」を提出してください。 2．当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の場合に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等のすべてを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管します。 3．当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨の連絡やその他施行規則第18条の15の10第8項に規定する事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。 4．当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等を当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管すべき日以降に源泉徴収事由が発生していた等で遡及課税が発生する場合は、当社は当該税金の清算等を行います。なお、税金等の清算に際しては、あらかじめ指定された指定預金口座より自動的に引き落とします。	第12条（出国時の取扱い） 1．お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなるときには、その出国をする日の前日までに、当社に対して施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。 2．当社が、出国移管依頼書の提出を受けたときには、当該出国のときに、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等のすべてを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管~~いた~~します。 3．当社が、出国移管依頼書の提出を受けたときには、お客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨の連絡やその他施行規則第18条の15の10第8項に規定する事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。 4．（追加）
第13条（課税未成年者口座の設定） 課税未成年者口座（お客さまが当社に開設している特定口座又は預金口座で、本約款にもとづく取引以外の取引に関する	~~第3章　課税未成年者口座の管理~~ 第13条（課税未成年者口座の設定） 課税未成年者口座（お客さまが当社に開設している特定口座または預金口座で、本約款にもとづく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座に

改定後	現　行
事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座については、本約款で定められた事項と、当社預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、 本約款が優先するものとし、それ以外の場合については、本約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。 第14条 （課税管理勘定における処理） 課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条及び第19条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れは、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理します。 第15条 （譲渡の方法） 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社に対して譲渡する方法、若しくは法第37条の10第3項第4号、法第37条の11第4項第1号又は第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の取引店を経由して行われる方法により行うこととします。 第16条 （課税管理勘定での管理） 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後ただちに当該課税未成年者口座に預入れします。 第17条 （課税管理勘定の金銭等の管理） 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 1．災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、 当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと 2．当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価にかかわる金銭その他の資産の交付が、当社の取引店を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと イ　法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡 ロ　法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡 ハ　法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に規定する譲渡 ニ　施行令第25条の8第4項第1号に規定する事由による同号に規定する新株予約権の譲渡 ホ　所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、 同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、 取得事由の発生又は取得決議（これらの号に規定する請求権の行使、 取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡 3．課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、 当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと 第18条 （未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 1．第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、 当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。 2．次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当社は当該未成年者口座及び当該課税未成年者口座を廃止します。 イ　非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日	ついては、本約款で定められた事項と、当社預金規定で定められた事項で内容が異なるときには、 本約款が優先するものとし、それ以外のときについては、本約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。 第14条 （課税管理勘定における処理） 課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条及び第19条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭その他の資産の預入れは、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等または預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理します。 第15条 （譲渡の方法） 課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社に対して譲渡する方法、または法第37条の10第3項第4号、法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭ならびに金銭以外の資産の交付が当社の営業店を経由して行われる方法により行うこととします。 第16条 （課税管理勘定での管理） 課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後ただちに当該課税未成年者口座に預入れまたは~~預託いた~~します。 第17条 （課税管理勘定の金銭等の管理） 課税未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等ならびに当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 1．災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、 当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと 2．当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価にかかわる金銭その他の資産の交付が、当社の営業店を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ　法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡 ロ　法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡 ハ　法第37条の12の2第2項第5号または第8号に規定する譲渡 ニ　施行令第25条の8第4項第1号に規定する事由による同号に規定する新株予約権の譲渡 ホ　所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、 同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議（これらの号に規定する請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡 3．課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等の取得のためにする払出しならびに当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされるときの当該金銭その他の資産の払出しを除き、 当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと 第18条 （未成年者口座ならびに課税未成年者口座の廃止） 第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じたときには、 当該課税未成年者口座ならびに当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。 2．（追加）

改定後	現　行
ロ　お客さまがその年1月1日において18歳である年の1月1日 ハ　2026年1月1日	
第19条（重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合） 1. お客さま課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、そ の基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合は、 同日に当該課税未成年者口座（特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ）を廃止します。 2. 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座にかかわる振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等はすべて当社に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。	第19条（重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるとき） 1. お客さまの基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、 同日に当該課税未成年者口座（特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ）を廃止します。 2. 前項のときにおいて、廃止される課税未成年者口座にかかわる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等があるときには、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等はすべて当社に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。
第20条 （出国時の取扱い） お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、 その出国の場合から帰国の場合までの間は、本約款の第13条若しくは第14条及び第16条から第18条の適用があるものとして取扱います。	第20条 （出国時の取扱い） お客さまが出国移管依頼書を提出したとき、 その出国のときから帰国のときまでの間は、本約款の第3章（第15条ならびに第19条を除く）の適用があるものとして取扱います。
	~~第4章　口座への入出金~~
第21条 （課税未成年者口座への入出金処理） 1. お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることとします。 ①お客さま名義の当社預金口座からの入金 ②現金での入金（依頼人がお客さま、又はお客さまの法定代理人である場合に限ります。） なおお客さまには、 第12条に定める課税未成年者口座の開設にあたり、同条に定めるお客さま名義の預金口座のほか、第1号に定める入金のためのお客さま名義の当社預金口座を開設していただきます。 2. お客さまが未成年者口座若しくは課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、 次に定める取扱いとなります。 ①お客さま名義の当社預金口座への出金 ②現金での引出（窓口で行うものに限ります。） ③お客さま名義の当社投資信託口座への移管 3. 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、 お客さま又はお客さまの法定代理人に限ることとします。 4. お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、 当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。 5. 前項に定める同意を確認できない場合には、 当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。 6. お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、 お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。	第21条 （課税未成年者口座への入出金処理） 1. お客さまが課税未成年者口座へ入金を行うときには、お客さま本人に帰属する資金とし、入金は次に定める方法によることといたします。 ①お客さま名義の当社預金口座からの入金 ②現金での入金（依頼人がお客さま、またはお客さまの法定代理人であるときに限ります。） なおお客さまには、 第12条に定める課税未成年者口座の開設にあたり、同条に定めるお客さま名義の預金口座のほか、第1号に定める入金のためのお客さま名義の当社預金口座を開設していただきます。 2. お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行うときには、 次に定める取扱いとなります。 ①お客さま名義の当社預金口座への出金 ②現金での引出（窓口で行うものに限ります。） ③お客さま名義の当社投資信託口座への移管 3. 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、 お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。 4. お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等を行うときには、 当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。 5. 前項に定める同意を確認できないときには、 当社は当該出金等に係る金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。 6. お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行うときには、 お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。
	~~第5章　代理人による取引の届出~~
第22条 （代理人による取引の届出） 1. お客さまの代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。この場合当社は、届出された代理人に対し、当社所定の方法により、届出された代理人ご本人であることの確認、代理権の確認などをさせていただく場合があります。 2. お客さまが前項により届出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては前項後段の約款を準用します。 3. お客さまの法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが18歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4. お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの2親等内の者に限ることとします。 5. お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、	第22条 （代理人による取引の届出） 1. お客さまの代理人が、未成年者口座ならびに課税未成年者口座における取引を行うときには、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。このとき当社は、届出された代理人に対し、当社所定の方法により、届出された代理人ご本人であることの確認、代理権の確認などをさせていただくときがあります。 2. お客さまが前項により届出た代理人を変更しようとするときには、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。このときにおいては前項後段の約款を準用します。 3. お客さまの法定代理人が未成年者口座ならびに課税未成年者口座における取引を行っているときにおいて、お客さまが成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座ならびに課税未成年者口座における取引を継続しようとするときには、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4. お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となるときには、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座ならびに課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。このときにおいて、当該代理人はお客さまの2親等内の者に限ることとします。 5. お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座ならびに課税未成年者口座において取引を行っているときにおいて、お客さまが成年に達した後も当該代理人が未成年者口座ならびに課税未成年者口座における取引を継続しようとすると

改定後	現　行
お客さまが成年に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 第23条 （法定代理人の変更） お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。 第24条 （取引残高の通知） お客さまが15歳に達した場合には、 当社は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知します。 第25条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示） 1. お客さまが受入期間内に、当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なおお客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 2. お客さまが未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、 未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。 第26条 （基準年以降の手続等） 基準年に達した場合には、 当社はお客さま本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知します。 第27条 （非課税口座のみなし開設） 1. 2024年から2027年までの各年（その年1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。） には、当該未成年者口座が開設されている当社の取引店において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 2. 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。 第28条 （本契約の解除） 1. 次の各号に該当した場合は、 それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① お客さま又は法定代理人から法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日 ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 第18条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合　法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ④ 施行令第25条の13の8第30項に規定する「未成年者出国届出書」の提出があった場合　出国日 ⑤ お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合　施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑥ お客さまが出国の日の前日までに第12条第1項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに第12条第3項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合　その年の1月1日において投資家が18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑦ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。） の手続が完了し、施行令第25条の13の8第20項に規定する 「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　本契約により未	きには、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 第23条 （法定代理人の変更） お客さまの法定代理人に変更があったときには、ただちに当社に届出を行っていただく必要があります。 ~~第6章　その他の通則~~ 第24条 （取引残高の通知） お客さまが15歳に達したときには、 当社は未成年者口座ならびに課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知します。 第25条（未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示） 1. お客さまが受入期間内に、当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を~~未成年者口座または~~課税未成年者口座に受入れようとするときには、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して~~未成年者口座または~~課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なおお客さまから特にお申出がないときは、一般口座による取引とさせていただきます。 2. お客さまが未成年者口座ならびに未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有しているときであって、 未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がないときには、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。 第26条 （基準年以降の手続き等） 基準年に達したときには、 当社はお客さま本人に払出制限が解除された旨ならびに取引残高を通知します。 第27条 （非課税口座のみなし開設） 1. 2024年以後の各年（その年1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設しているとき（出国中であるときを除きます。） には、当該未成年者口座が開設されている当社の取引店において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 2. 前項のときには、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。 第28条 （本契約の解除） 次の各号に該当したときは、 それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 1. お客さま、または法定代理人から法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったとき　当該提出日 2. 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じたとき法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 3.（追加） 4. 施行令第25条の13の8第30項に規定する「未成年者出国届出書」の提出があったとき　出国日 5. お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき　施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑥ （追加） 5. お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。） の手続が完了し、施行令第25条の13の8第20項に規定する 「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があったとき 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

改定後	現　行
成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日 ⑧　お客さまがその年の1月1日において18歳以上であり、かつお客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定のすべておよび第3条に規定する継続管理勘定のすべての非課税期間が終了した場合　お客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ⑨　投資信託総合取引契約が解約された場合 2．次の各号に該当した場合は、当社は本契約を解除することができるものとします。 ①　お客さまが法令または本規定の定めに違反した場合 ②　その他やむを得ない事由が生じた場合	⑧（追加） ⑨（追加） 2．（追加）
第29条（免責事項） お客さまが本約款に定める手続を怠ったこと、その他当社の責めによらない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客さまに生じた損害等については、当社はその責めを負わないものとします。	第29条（免責事項） お客さまが本約款に定める手続を怠ったこと、その他当社の責めによらない事由により、未成年者口座ならびに課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客さまに生じた損害等については、当社はその責めを負わないものとします。
第30条（合意管轄） 本約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。	第30条（合意管轄） 本約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。
第31条（約款の変更） 1．本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じた場合に改定されることがあります。 改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、 効力発生時期が到来するまでに店頭表示、 インターネット又はその他の方法により周知します。 2．前項の通知は、 変更の影響が軽微であると判断される場合には、 当社ホームページへの掲載によって代えることがあります。 以　　上	第31条（約款の変更） 1．この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、 効力発生時期が到来するまでに店頭表示、 インターネットまたはその他の方法により周知します。 2．前項の通知は、 変更の影響が軽微であると判断されるときには、 当社ホームページへの掲載によって代えることがあります。 以　　上
平成28年　4月 令和　元年　6月 令和　5年10月 令和　8年11月	平成28年4月 令和　元年6月 令和5年10月 （追加）
（削除）	~~NISA口座における再投資型株式投資信託の収益分配金のお取扱いについて~~ ~~○「NISA利用可能金額」（非課税投資枠）は、各適用年にてつみたて投資枠が120万円、成長投資枠は240万円が上限とされています。また、非課税保有限度額として1，800万円、うち成長投資枠は1，200万円が上限となります。自動けいぞくコース、分配金再投資コースなどの分配型株式投資信託をNISA（非課税）口座で保有される場合、収益分配金は、自動的に「NISA預り」として再投資されますが、約定時、「NISA利用可能金額」（非課税投資枠）を超過した金額分については、「NISA預り」ではなく、「特定預り」または「一般預り」として再投資されます。NISA（非課税）口座において、再投資されません。~~ ~~○NISA（非課税）口座において非課税とされる収益分配金は、NISA口座でお預りする株式投資信託に対して支払われる収益分配金が対象であり、特定口座または一般口座でお預りする株式投資信託に対して支払われる収益分配金については課税扱いとなります。また、 同一ファンドをNISA（非課税）口座、特定口座または一般口座でお預りする場合には、それぞれの口座での保有口数に応じた収益分配金の非課税、課税のお取扱いとなります。~~ ~~○NISA（非課税）口座にてお預りする株式投資信託に対して支払われる収益分配金による再投資は、約定時、「NISA利用可能金額」（非課税投資枠）の上限に達していない場合に限り、「NISA預り」としてお取扱いします。なお、 特定口座または一般口座にてお預りする株式投資信託の収益分配金による再投資は、「NISA預り」としてお取扱いをしません。~~ ~~以　　上~~

改定後	現　行
（削除）	~~ジュニアNISA口座における投資信託の収益分配金のお取扱いについて~~ ~~〇投資信託における収益分配金のうち、普通分配金は、ジュニアNISA口座での保有により非課税となりますが、元本払戻金（特別分配金）は、そもそも非課税であるため、ジュニアNISAの制度上のメリットを享受できません。~~ ~~〇ジュニアNISA口座においては、18歳に達するまでの引出制限のある期間、原則、受け取った収益分配金を引出すことはできません。~~ ~~※18歳に達するまでの引出制限のある期間とは、3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日までの期間です。万が一、引出しを行なうときには、ジュニアNISA口座の開設日以後、非課税で受領したすべての分配金や譲渡益などについて課税されることになります。ただし、災害などのやむを得ない事由による引出しのときは課税されません。~~ ~~以　　上~~